

(1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について

和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第51号、第58号を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第51-1号生産緑地地区	約0.35ha	変更概要図参照（P5）
第51-2号生産緑地地区	約0.16ha	変更概要図参照（P5）
第58号生産緑地地区	約0.13ha	変更概要図参照（P7）

- 2 都市計画生産緑地地区中第51-1号、第58号、第157号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第51-1号生産緑地地区	約0.35ha	変更概要図参照（P5）
第58号生産緑地地区	約0.13ha	変更概要図参照（P7）
第157号生産緑地地区	約0.32ha	変更概要図参照（P9）

- 3 都市計画生産緑地地区中第92号地区を第92-1号、第92-2号及び第92-3号に分割し、面積を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第92-1号生産緑地地区	約0.05ha	変更概要図参照（P8）
第92-2号生産緑地地区	約0.16ha	変更概要図参照（P8）
第92-3号生産緑地地区	約0.08ha	変更概要図参照（P8）

理 由

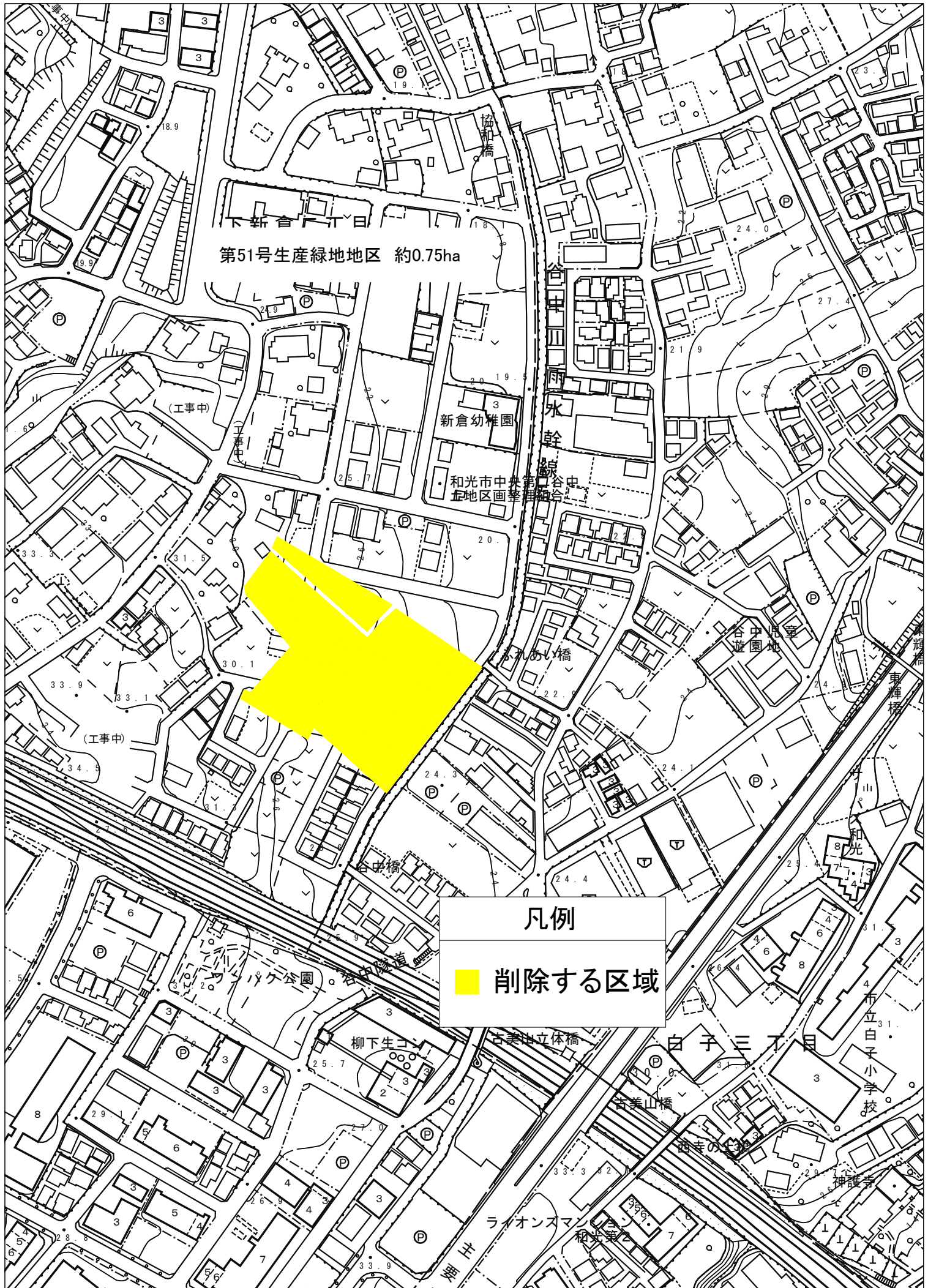
法第14条の規定に基づく行為制限の解除により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

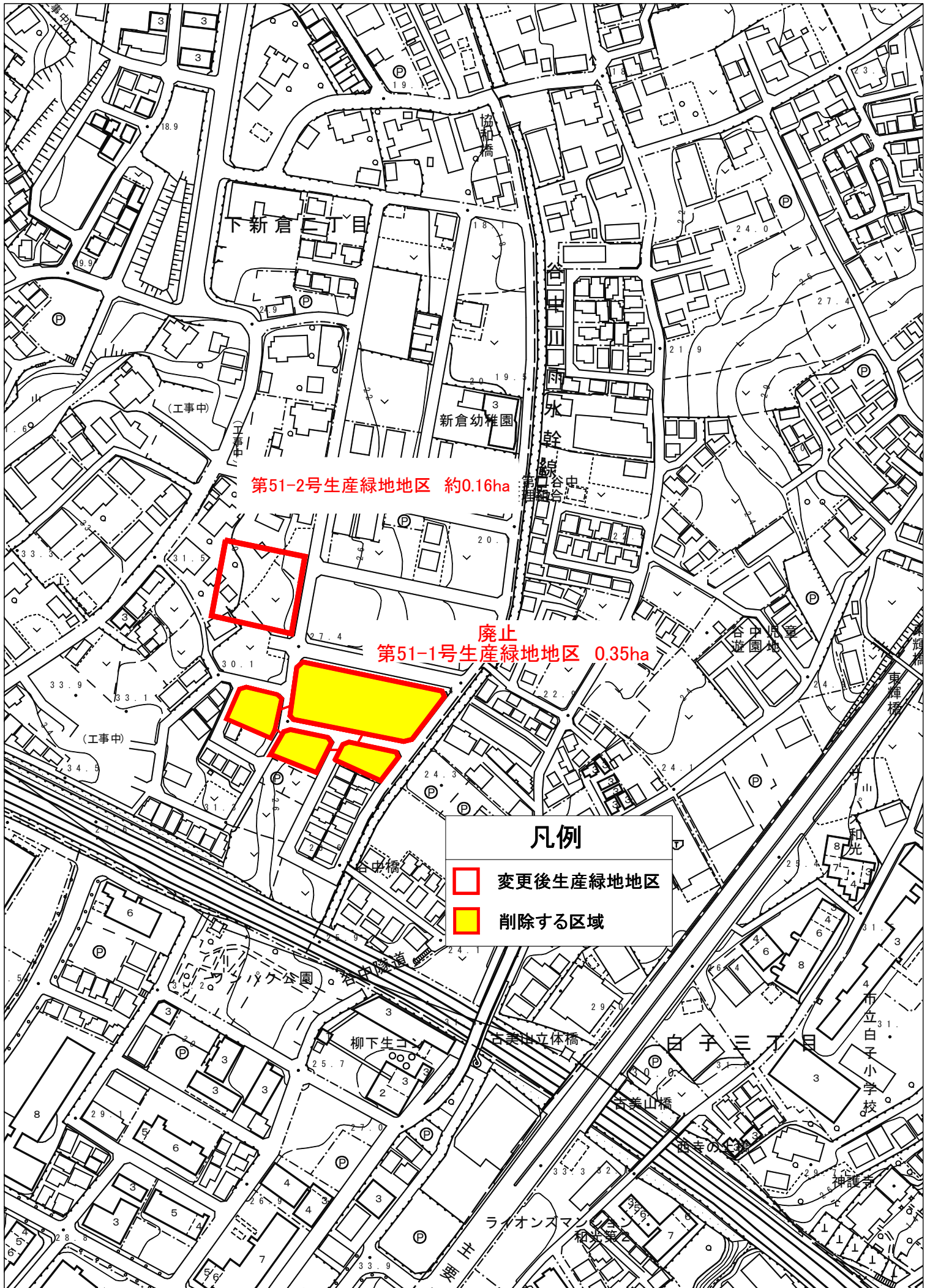
新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	第51-1号生産緑地地区	約 0.35 ha	
	第51-2号生産緑地地区	約 0.16 ha	
旧	第51号生産緑地地区	約 0.75 ha	
新	廃 止		
旧	第51-1号生産緑地地区	約 0.35 ha	
新	第58号生産緑地地区	約 0.13 ha	
旧	第58号生産緑地地区	約 0.16 ha	
新	廃 止		
旧	第58号生産緑地地区	約 0.13 ha	
新	第92-1号生産緑地地区	約 0.05 ha	
	第92-2号生産緑地地区	約 0.16 ha	
	第92-3号生産緑地地区	約 0.08 ha	
旧	第92号生産緑地地区	約 0.44 ha	
新	廃 止		
旧	第157号生産緑地地区	約 0.32 ha	

変更概要書

名 称	変更の内容
第 5 1 号生産緑地地区	<p>和光市中央第二谷中土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始され、地区が第 5 1 - 1 号及び第 5 1 - 2 号に分割されたことによりそれぞれ面積を約 0.35ha、約 0.16ha に変更する。また第 5 1 - 1 号は法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積の変更及び地区の廃止 面積約 0.35ha を廃止する。</p>
第 5 8 号生産緑地地区	<p>和光市中央第二谷中土地区画整理事業の進捗に伴い、仮換地の使用収益が開始され、また、法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積の変更及び地区の廃止 面積を約 0.13ha に変更し、廃止する。</p>
第 9 2 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>また、開発行為に伴い、地区の一部が市に道路用地として帰属された。</p> <p>面積及び区域の変更 面積約 0.44ha の内約 0.15ha を削除する。</p> <p>これに伴い地区が第 9 2 - 1 号、第 9 2 - 2 号及び第 9 2 - 3 号に分割され、それぞれ面積を約 0.05ha、約 0.16ha 及び約 0.08ha に変更する。</p>
第 1 5 7 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止 面積約 0.32ha を廃止する。</p>





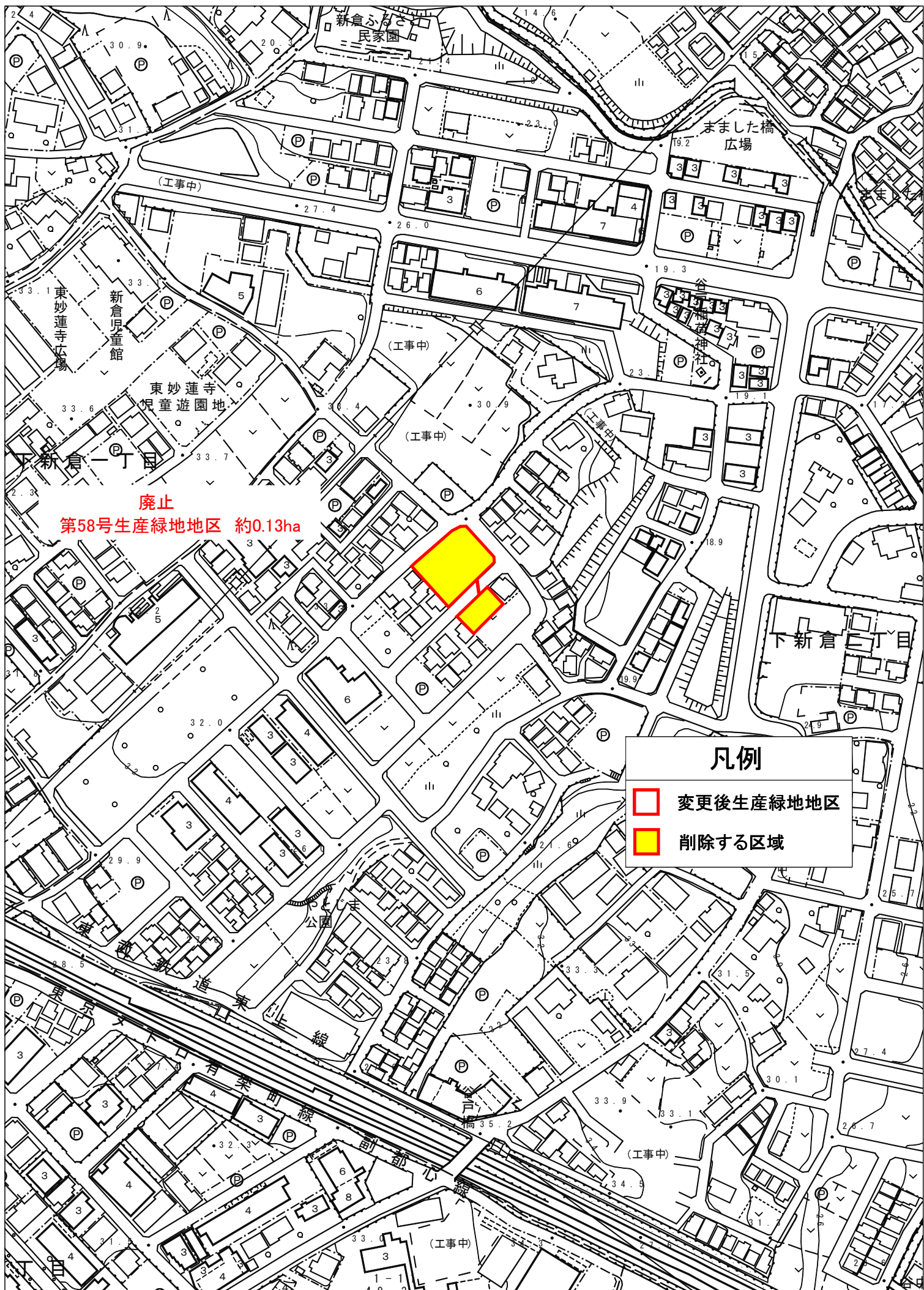


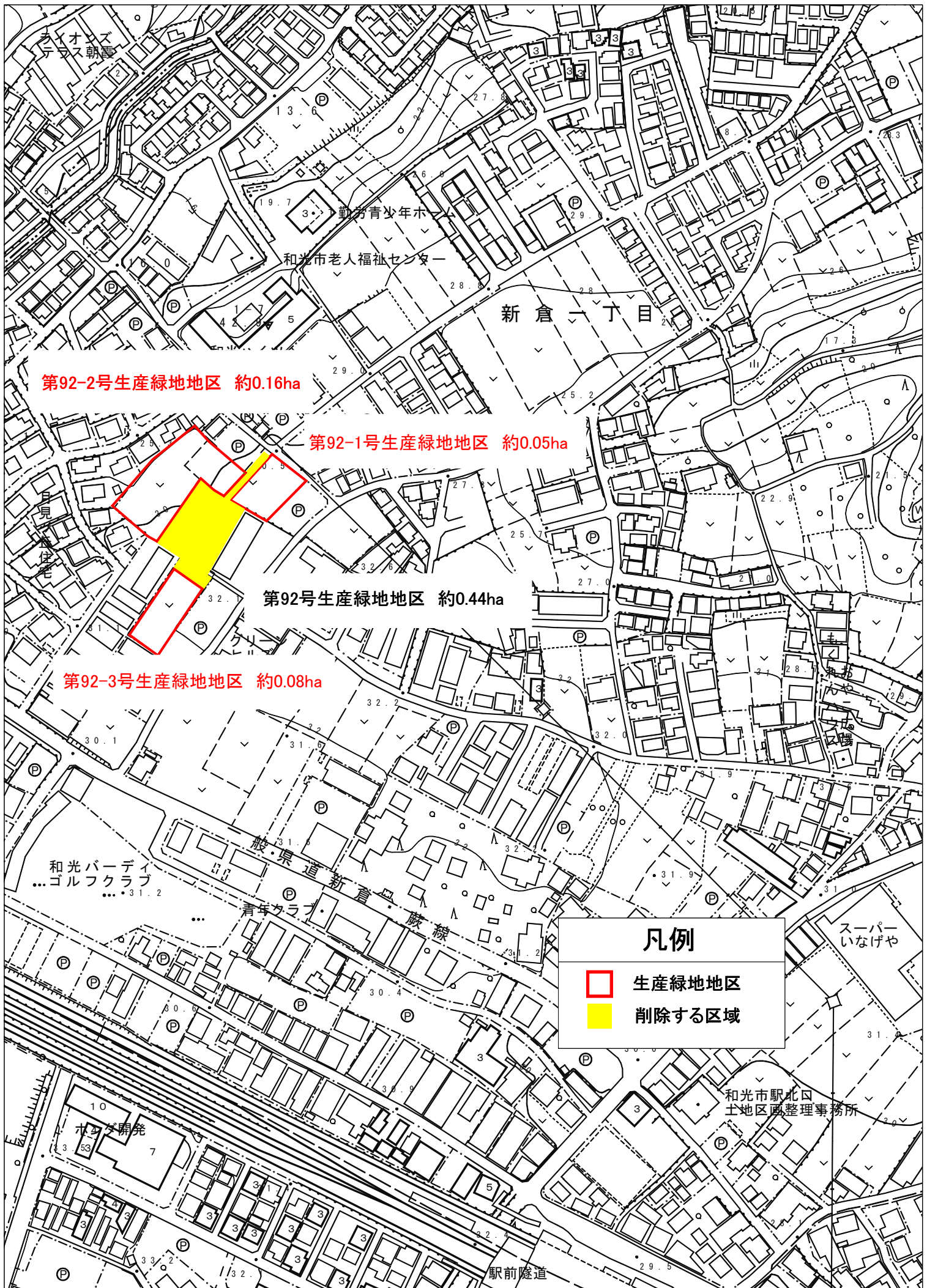
第58号生産緑地地区 約0.16ha

区新倉一丁目

凡例

削除する区域





第92-2号生産緑地地区 約0.16ha

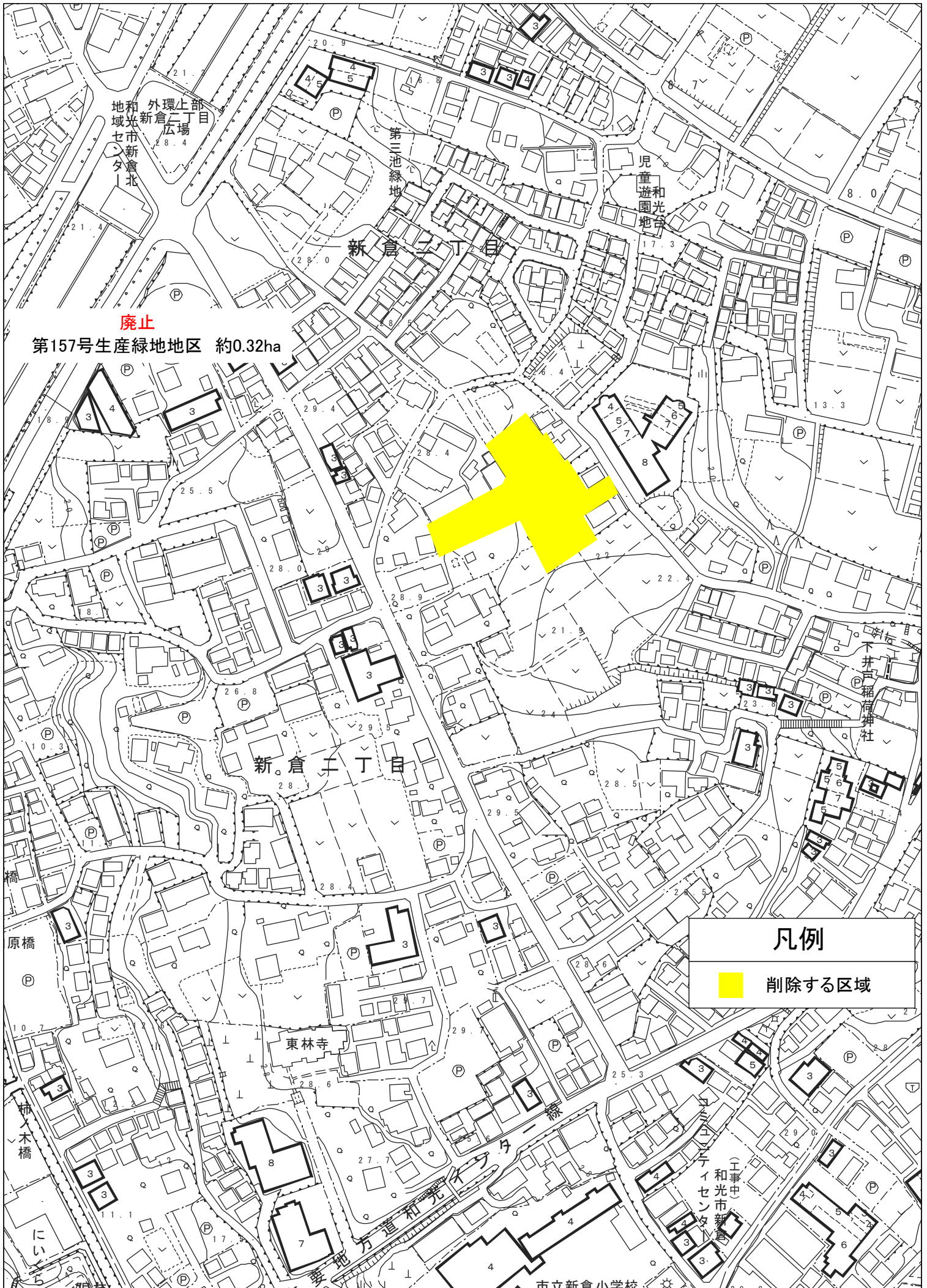
第92-1号生産緑地地区 約0.05ha

第92号生産緑地地区 約0.44ha

第92-3号生産緑地地区 約0.08ha

凡例

- 生産緑地地区
- 削除する区域



和光市新倉北
地域センター
外環上部
新倉二丁目
広場
8.4

第三池緑地

児童遊園地
和光市


新倉二丁目

廃止

第157号生産緑地地区 約0.32ha

新倉二丁目

凡例

 削除する区域

東林寺

(工事中)
和光市新倉
センター
ビル

理 由 書

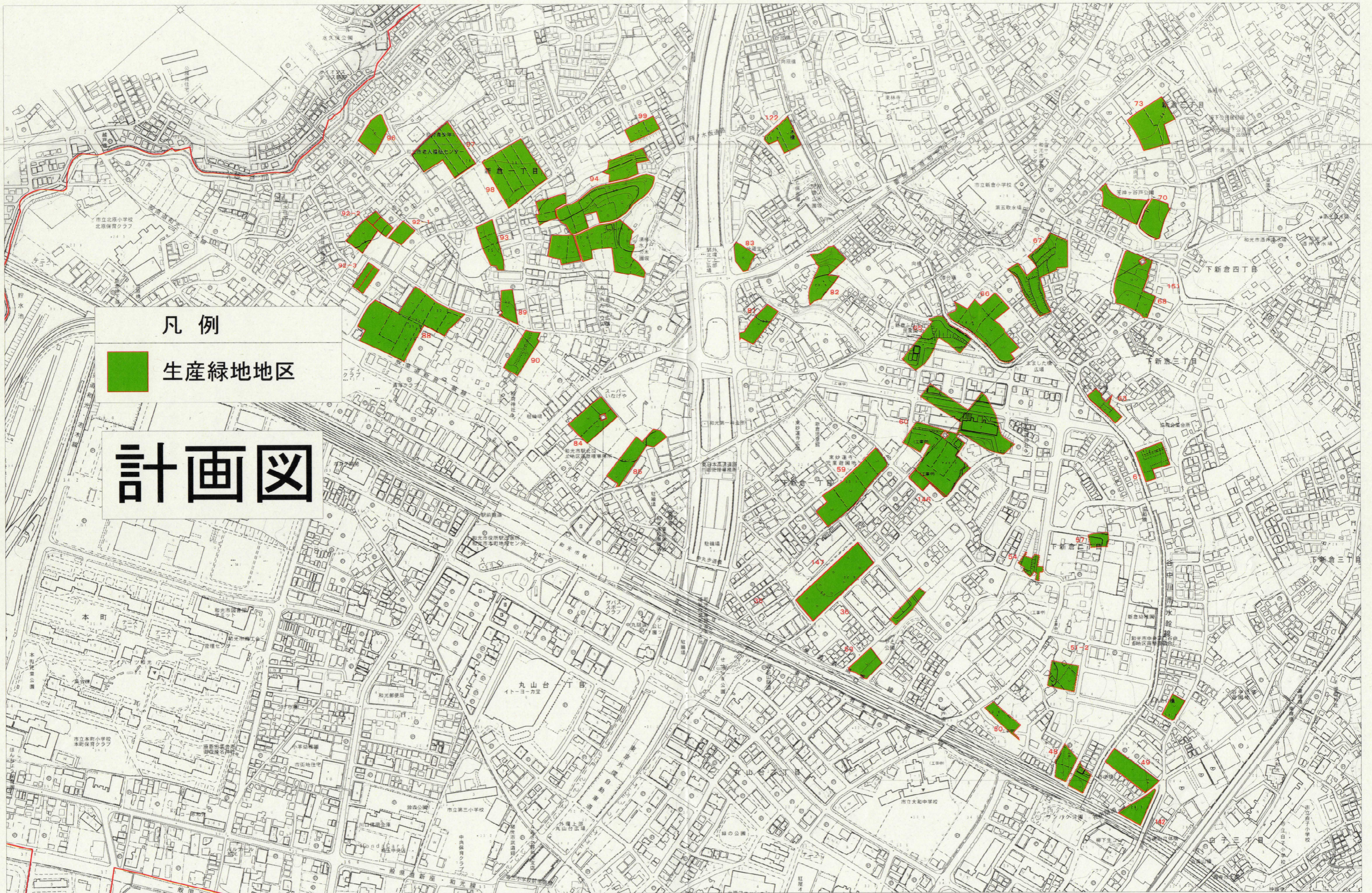
本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 和光都市計画における位置等

和光都市計画生産緑地地区第51号、第58号、第92号、第157号

2 決定（変更）の必要性及び内容

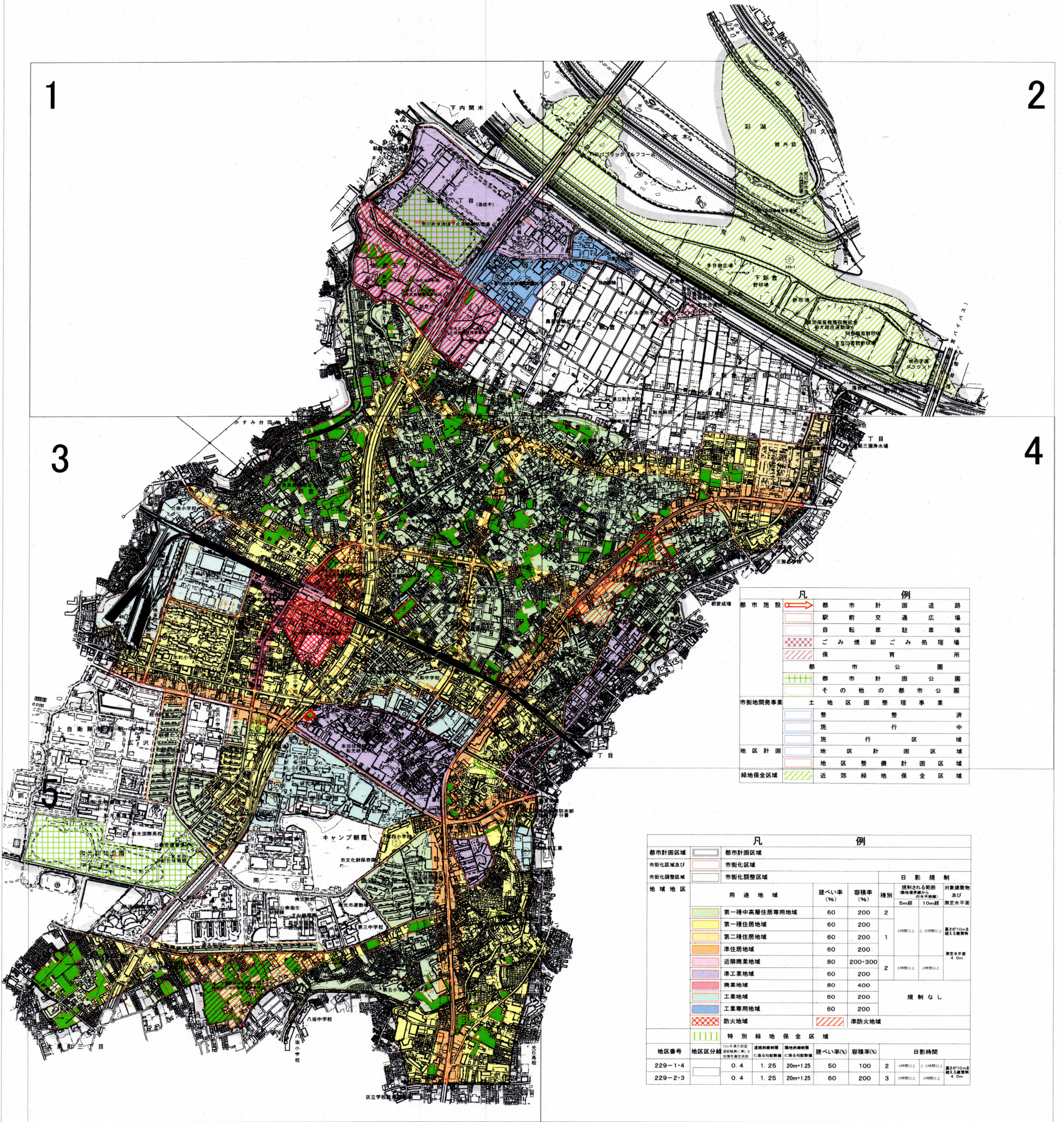
- (1) 和光都市計画生産緑地地区第51号、第58号、第157号において、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があった。第51号地区及び第58号地区については、和光市中央第二谷中土地区画整理事業に伴い、地区の一部について買取申出があったことから、地区の分割に伴う面積及び区域の変更を行い、第51-1号、第58号及び第157号については地区を廃止する。
- (3) 和光都市計画生産緑地地区第92号においては、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があった。なお、開発行為に伴い地区の一部が市に帰属されたため、地区の分割に伴う面積及び区域の変更を行う。



凡例

生産緑地地区

計画図



凡 例	
都市施設	都市計画道路 駅前交通広場 自転車駐車場 ごみ焼却ごみ処理場 保青所 都市公園 都市計画公園 その他の都市公園
市街地開発事業	土地区画整理事業 整 施 施行中 施行区域
地区計画	地区計画区域 地区整備計画区域
緑地保全区域	近郊緑地保全区域

凡 例		日影規制	
都市計画区域	都市計画区域	用途地域	建ぺい率(%)
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	第一種中高層住居専用地域	60
市街化調整区域	市街化調整区域	第一種住居地域	60
地域地区	市街化調整区域	第二種住居地域	60
		準住居地域	60
		近隣商業地域	80
		準工業地域	60
		商業地域	80
		工業地域	60
		工業専用地域	60
		防火地域	準防火地域
		特別緑地保全区域	
地区番号	地区区分	建ぺい率(%)	容積率(%)
229-1-4	0.4 1.25 20m+1.25	50	100
229-2-3	0.4 1.25 20m+1.25	60	200

総括図

凡 例	
■	生産緑地地区